

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

津山市は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

評価実施機関名

津山市長

公表日

令和3年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	国民健康保険被保険者に関する管理業務 特定個人情報ファイルは以下の場合に利用する ①国保世帯に対する保険料算定賦課、納付書等発行の収納事務 ②国保世帯に対する資格情報の管理、保険証等発行事務 ③保険給付、特定健康診査等の事務 ④連合会提供用マスタファイル作成の事務 ⑤国保情報集約システムへの国民健康保険被保険者情報の提供 ⑥情報提供ネットワークシステムへの国民健康保険被保険者情報の提供 ⑦オンライン資格確認及び事務処理標準システムにおける上記関連事務
③システムの名称	総合住民情報システム、団体内統合宛名システム、国民健康保険(料)システム、国民健康保険(資格)システム、国保総合システム、国保情報集約システム、中間サーバー、健康かるて、KDBシステム、医療保険者等向け中間サーバー等、国保標準システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国保資格情報ファイル、国保賦課情報ファイル、国保給付情報ファイル、国保収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法第113条の3 1,2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【番号法第19条第8号】 〈別表第二における情報照会の根拠〉 42,43,44,45の項 〈別表第二における情報提供の根拠〉 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120の項 【オンライン資格確認の準備業務】 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法113条の3 1,2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	環境福祉部医療保険課
②所属長の役職名	医療保険課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 津山市山北520番地 TEL 0868-32-2054
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	環境福祉部医療保険課 津山市山北520番地 TEL 0868-32-2071

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	I 関連事業 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	国保世帯に対する保険料算定賦課、納付書等 発行の事務 国保世帯に対する資格情報の管理、保険証発 行、連合会提供用マスタファイル作成の事務 保険給付、特定健康診査等の事務	国保世帯に対する算定賦課、納付書等発行の 事務 国保世帯に対する資格情報の管理、保険証発 行、連合会提供用マスタファイル作成の事務	事前	法改正に伴う変更
平成29年2月28日	I 関連事業 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	国保(資格)システム・国民健康保険(料)シ ステム	国保(資格)システム・国民健康保険(料)シ ステム・次期国保総合システム・国保情報集約シ ステム	事前	法改正に伴う変更
平成29年2月28日	I 関連事業 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	保険年金課長 鈴木 修	保険年金課長 三好 篤弘	事後	人事異動のため
平成29年2月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	時点修正
平成29年2月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月30日	I 関連事業 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	国保世帯に対する保険料算定賦課、納付書等 発行の事務 国保世帯に対する資格情報の管理、保険証発 行、連合会提供用マスタファイル作成の事務 保険給付、特定健康診査等の事務	国民健康保険被保険者に関する管理業務 特定個人情報ファイルは以下の場合に利用す る ①国保世帯に対する保険料算定賦課、納付書 等発行の賦課収納事務 ②国保世帯に対する資格情報の管理、保険証 等発行事務 ③保険給付、特定健康診査等の事務 ④連合会提供用マスタファイル作成の事務 ⑤国保情報集約システムへの国民健康保険被 保険者情報の提供 ⑥情報提供ネットワークシステムへの国民健康 保険被保険者情報の提供	事後	
令和1年6月30日	I 関連事業 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令 上の根拠	別表第二の30の項	別表第二の42・43・44・45の項	事後	
令和1年6月30日	I 関連事業 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 三好 篤弘	保険年金課長	事後	様式変更による
令和1年6月30日	II しいき値判断項目 いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	令和1年6月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月30日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	様式変更による
令和2年6月1日	I 関連事業 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険被保険者に関する管理業務 特定個人情報ファイルは以下の場合に利用す る ①国保世帯に対する保険料算定賦課、納付書 等発行の賦課収納事務 ②国保世帯に対する資格情報の管理、保険証 等発行事務 ③保険給付、特定健康診査等の事務 ④連合会提供用マスタファイル作成の事務 ⑤国保情報集約システムへの国民健康保険被 保険者情報の提供 ⑥情報提供ネットワークシステムへの国民健康 保険被保険者情報の提供	国民健康保険被保険者に関する管理業務 特定個人情報ファイルは以下の場合に利用す る ①国保世帯に対する保険料算定賦課、納付書 等発行の収納事務 ②国保世帯に対する資格情報の管理、保険証 等発行事務 ③保険給付、特定健康診査等の事務 ④連合会提供用マスタファイル作成の事務 ⑤国保情報集約システムへの国民健康保険被 保険者情報の提供 ⑥情報提供ネットワークシステムへの国民健康 保険被保険者情報の提供 ⑦オンライン資格確認及び事務処理標準シ ステム導入の準備業務	事前	オンライン資格確認 等の準備等のため
令和2年6月1日	I 関連事業 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	国保(資格)システム・国民健康保険(料)シ ステム・次期国保総合システム・国保情報集約シ ステム	総合住民情報システム、団体内統合宛名シ ステム、国民健康保険(料)システム、国民健康 保険(資格)システム、国保総合システム、国保 情報集約システム、中間サーバー、健康から て、KDBシステム、医療保険者等向け中間サ ーバー等、国保標準システム	事前	オンライン資格確認 等の準備等のため
令和2年6月1日	I 関連事業 2. 特定個人情報ファイル名	国保資格情報ファイル・国保賦課情報ファイル	国保資格情報ファイル、国保賦課情報ファ イル、国保給付情報ファイル、国保収納情報フ ァイル	事後	
令和2年6月1日	I 関連事業 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の30の項	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める 命令第24条 国民健康保険法第113条の3 1,2の項	事前	オンライン資格確認 等の準備等のため
令和2年6月1日	I 関連事業 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令 上の根拠	別表第二の42・43・44・45の項	【番号法第19条第7項】 (別表第二における情報照会の根拠) 42,43,44,45の項 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,6 2,78,80,87,88,93,97,106,109,120の項 【オンライン資格確認の準備業務】 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3 1,2の項	事前	オンライン資格確認 等の準備等のため
令和2年6月1日	I 関連事業 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	環境福祉部保険年金課	環境福祉部医療保険課	事後	機構改革による課名変更
令和2年6月1日	I 関連事業 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	保健年金課長	医療保険課長	事後	機構改革による課名変更
令和2年6月1日	I 関連事業 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	環境福祉部保険年金課 津山市山北520番地 TEL 0868-32-2071	環境福祉部医療保険課 津山市山北520番地 TEL 0868-32-2071	事後	機構改革による課名変更
令和3年6月30日	I 関連事業 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険被保険者に関する管理業務 特定個人情報ファイルは以下の場合に利用す る ①国保世帯に対する保険料算定賦課、納付書 等発行の収納事務 ②国保世帯に対する資格情報の管理、保険証 等発行事務 ③保険給付、特定健康診査等の事務 ④連合会提供用マスタファイル作成の事務 ⑤国保情報集約システムへの国民健康保険被 保険者情報の提供 ⑥情報提供ネットワークシステムへの国民健康 保険被保険者情報の提供 ⑦オンライン資格確認及び事務処理標準シ ステム導入の準備業務	国民健康保険被保険者に関する管理業務 特定個人情報ファイルは以下の場合に利用す る ①国保世帯に対する保険料算定賦課、納付書 等発行の収納事務 ②国保世帯に対する資格情報の管理、保険証 等発行事務 ③保険給付、特定健康診査等の事務 ④連合会提供用マスタファイル作成の事務 ⑤国保情報集約システムへの国民健康保険被 保険者情報の提供 ⑥情報提供ネットワークシステムへの国民健康 保険被保険者情報の提供 ⑦オンライン資格確認及び事務処理標準シ ステムにおける上記関連事務	事後	オンライン資格確認及び 事務処理標準システムの 稼働のため
令和3年6月30日	I 関連事業 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令 上の根拠	【番号法第19条第7項】 (別表第二における情報照会の根拠) 42,43,44,45の項 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,6 2,78,80,87,88,93,97,106,109,120の項	【番号法第19条第8項】 (別表第二における情報照会の根拠) 42,43,44,45の項 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,6 2,78,80,87,88,93,97,106,109,120の項	事前	法改正に伴う字句の修正 (法施行:令和3年9月1日)